

存否応答拒否一覧表（令和4年3月8日～令和4年5月20日分）

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日及び担当局
1	情報公開	<p>令和〇年〇月〇日、児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕された、〇〇区立〇〇小学校勤務の〇〇について資料を請求する。</p> <p>1、教職に就いて以降の職歴や勤務地、その期間が分かる資料の一切</p> <p>2、〇〇市立〇〇小学校、〇〇区立〇〇小学校の勤務時におけるサービス事故、規則違反、処分などに係る資料の一切</p> <p>3、〇〇区立〇〇小学校、同〇〇小学校の勤務時における懲戒処分に係る資料の一切（日時、期間、内容、サービス事故の内容、違反した規則、調査文書、懲戒処分通知書等）</p> <p>4、東京都が実施したサービス事故再発防止研修に係る資料の一切（期間、回数、内容、結果等）</p> <p>5、〇〇小学校から〇〇区立〇〇小学校への異動に際し、サービス事故について同区教育委員会、同小学校及び同小学校に在籍する児童の保護者に共有された資料の一切</p>	条例7条 2号	令和4年3月14日 教育委員会
2	情報公開	<p>ウクライナ侵攻に伴いロシア大使館前での抗議活動につき、手荷物検査のうえ、5人ずつしか行かせない旨の運用されていると聞く。</p> <p>この方針を決定した際の議事録、検討資料、法的根拠が分かる文書</p>	条例7条 4号	令和4年3月28日 警視庁
3	情報公開	〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇の土地に係る固定資産税の納税管理人申告書（土地所有者：〇〇）	条例7条 2号	令和4年3月30日 主税局
4	情報公開	<p>重要文化財彫〇〇号（〇〇像）と重要文化財彫〇〇号（〇〇像）に関する、令和〇年〇月の「重要文化財の売渡しの申出」（申請者：〇〇寺）に関する書類の一切と、それに続く令和〇年〇月の「重要文化財の所有者の変更」（〇〇寺から〇〇財団へ）に関する書類の一切</p>	条例7条 3号	令和4年4月1日 教育委員会
5	情報公開	<p>本年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻をうけて、警視庁の警察官が港区のロシア大使館周辺の警戒にあたっているところ、</p> <p>① 2月24日以降、ロシア大使館に警察官を配置させることについて、外務省又はロシア大使館又はその他公的機関から警視庁に対して出された依頼や指示の内容が確認できる一切の文書</p>	条例7条 4号 同6号	令和4年4月8日 警視庁
6	情報公開	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、東京都目黒区〇-〇-〇 〇〇（建物名）に〇〇警察署の警察官が110番通報により出動した際の110番処理簿	条例7条 2号 同6号	令和4年4月26日 警視庁

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日及び担当局
7	情報公開	警視庁〇〇警察署刑事組織犯罪対策課が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の間に作成した乗客予約記録照合用登録原票	条例7条4号	令和4年5月10日 警視庁
8	情報公開	警視庁〇〇警察署刑事組織犯罪対策課が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の間に作成した事前旅客情報照合業務照会依頼・回答書	条例7条4号 同6号	令和4年5月10日 警視庁
9	情報公開	警視庁〇〇警察署刑事組織犯罪対策課が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の間に作成したAIPS・BICS照会記録	条例7条4号	令和4年5月10日 警視庁

【個人情報】

存否応答拒否一覧表（令和4年3月8日～令和4年5月20日分）

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日及び担当局
1	個人情報	教育相談センターが保有する〇〇に係る情報や文書の一式	条例16条2号	令和4年3月16日 教育委員会
2	個人情報	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで通園している保育園で児童相談所が私の息子〇〇の虐待の疑いで調査している件について児童相談所と〇〇警察署の警察官がやりとりしていることが分かる文書	条例16条8号	令和4年4月11日 警視庁
3	個人情報	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までの間に私の娘〇〇（母親の旧姓・〇〇）が、〇〇署及び〇〇署の生活安全課で取り扱われた際の相談記録、保護取扱簿、児童通告書	条例16条8号	令和4年4月13日 警視庁
4	個人情報	私の娘〇〇（母親の旧姓：〇〇）が令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署及び〇〇警察署の警察官の取り扱われた際に作成された110番処理簿	条例16条8号	令和4年4月14日 警視庁
5	個人情報	令和〇年〇月〇日に関する電話対応の事実をメモしたもののとして〇〇署刑組課〇〇係長が作成した、私の電話番号等が記載されているノートの写し（刑事総務課で、又は〇〇係長本人において保管）	条例16条2号 同4号	令和4年4月28日 警視庁

存否応答拒否に係る関係条文一覧

【東京都情報公開条例】

第10条(公文書の存否に関する情報) 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【東京都情報公開条例の施行について（通達）】

第10条関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用にあたっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、その都度、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

【東京都情報公開事務取扱要綱】

第3 公文書の開示事務

5 開示決定等の事務 (5) 協議等

ウ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、その都度、東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について（別記第1号様式）により東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

【東京都個人情報の保護に関する条例】（保有個人情報の存否に関する情報）

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【東京都個人情報保護に関する条例の施行について（通達）】

第17条の3関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有個人情報の開示事務

5 開示決定等の事務 (5) 協議

ウ 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第3 報告事項

4 (存否応答拒否事案の報告)

条例第17条の3に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、非開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」（別記第6号様式）により報告する。